

## 京都府みどりの食料システム基本計画 一部改正 新旧対照表

現行	改正（案）	備考
<p>京都府みどりの食料システム基本計画 策定：令和5年（2023年）3月 改正：令和6年（2024年）1月</p> <hr/> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; margin-left: 10px;"> <p>京都府、京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、 宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、 京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市、大山崎町、 久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、 精華町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町</p> </div> <p>京都府みどりの食料システム基本計画 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）第16条第1項に基づき、この基本計画を策定する。</p> <p>1から9 （略） 用語解説 （略）  (別紙) 特定区域の区域及び事業活動の内容 市町村名 亀岡市 (略)</p> <p>特定区域の区域及び事業活動の内容 市町村名 南丹市 (略)</p>	<p>京都府みどりの食料システム基本計画 策定：令和5年（2023年）3月 改正：令和6年（2024年）1月 <u>改正：令和 年（ 年） 月</u></p> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; margin-left: 10px;"> <p>京都府、京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、 宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、 京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市、大山崎町、 久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、 精華町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町</p> </div> <p>京都府みどりの食料システム基本計画 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）第16条第1項に基づき、この基本計画を策定する。</p> <p>1から9 （略） 用語解説 （略）  (別紙) 特定区域の区域及び事業活動の内容 市町村名 亀岡市 (略)</p> <p>特定区域の区域及び事業活動の内容 市町村名 南丹市 (略)</p>	特定区域の追加に係る改正

京都府みどりの食料システム基本計画 一部改正 新旧対照表

<p><u>(追加)</u></p>	<p><u>特定区域の区域及び事業活動の内容</u></p> <p style="text-align: right;"><u>市町村名 京丹後市</u></p> <p><u>1. 特定区域の区域</u></p> <p><u>(1) 区域</u></p> <p><u>京丹後市の全域</u></p> <p><u>(2) 当該区域の特性及び区域設定の理由</u></p> <p><u>京丹後市は、京都府の最北端、丹後半島に位置し、日本海と山々に囲まれた自然豊かな地域である。京都府下最大級の農業地帯で、多様な地形が生み出す気候・風土・土壤に恵まれ、水田・国営開発畑・砂丘畑などにおいて、水稻を中心に、野菜・果樹・茶・畜産など多彩な農業が展開されている。</u></p> <p><u>本市では、平成23年6月に「生物多様性を育む農業推進計画」を策定し、豊かな自然・農村環境を後世にわたり維持・継続できるよう、「生物多様性を育む農業」を推進し、持続可能な農業に取り組んでいる。</u></p> <p><u>また、有機農業の推進及び環境に配慮した人・生物・自然にやさしい農業の拡大と農産物のブランド化を推進するため、令和4年8月に「京丹後市みどりの農産物認定委員会」を設置し、市内の高校と連携した有機米栽培の実証実験、市民を対象とした有機農業講座の開催、市内小中学校における学校給食への有機米提供及び児童・生徒と有機米生産者との交流給食の実施などの取組を進めている。</u></p> <p><u>さらに、今後は取組の拡大に向け、栽培技術講習会の開催やオーガニックアグリスクール（仮称）における生産者相互の学び・研鑽・交流を通して、栽培技術の共有化を進め、有機農業の裾野を広げていく。</u></p> <p><u>学校給食については、有機米を中心に提供可能な時期・品目から徐々に有機農産物の提供を増やしていくとともに、市内飲食店等における有機農産物の利用を促進する。併せて、本市独自のブランド認定制度を活用し、有機農産物のPR及び販路拡大を行うなど取組の拡大を図ることとしている。</u></p>	<p><u>特定区域の追加 (京丹後市)</u></p>
--------------------	---	------------------------------

## 京都府みどりの食料システム基本計画 一部改正 新旧対照表

	<p><u>このような中、令和7年5月に「オーガニックビレッジ宣言」を行い、さらに、本市全域を特定区域として設定することを契機として、持続可能な農業を未来へ繋いでいくため、有機農業の取組を加速化させるとともに、地域資源を活用した「生物多様性を育む農業」を地域一丸となって推進する。</u></p> <p><u>2. 特定環境負荷低減事業活動としても求められる事業活動の内容</u></p> <p><u>(1) 活動類型 有機農業の生産活動</u></p> <p><u>(2) 特定環境負荷低減事業活動の内容</u></p> <p><u>京丹後市では、有機米の生産者は、市内全域に点在しており、各地域において、個人、法人又はグループで20haを超える農地において有機米の生産に取り組んでいる状況である。</u></p> <p><u>本市では、市全体で有機農業を推進するため、有機米の生産者が参画し、市が事務局を務める、「京丹後市有機米生産者協議会（仮称）」を組織し、「京丹後市みどりの農産物認定委員会」が策定した栽培基準に基づき、生産に取り組む。さらに、有機農業指導団体による栽培技術講習会や生産者が相互に栽培技術の共有と研鑽を行うことにより、産地全体で栽培技術の底上げ及び収量の向上を図るとともに、これらの取組を地域内で広げ、生産の拡大を推進し、有機農業の団地化を目指す。</u></p> <p><u>また、販路の確保・拡大に向け、全国規模の展示会やイベントへの出展や市内中小学校の学校給食、ふるさと納税返礼品に有機米を積極的に提供するとともに、「京丹後市みどりの農産物認定委員会」のブランド認定制度を活用し、有機米のブランド認定を受けることにより、有利販売に繋げるなど生産から販売まで取組の共通化を進める。</u></p> <p><u>これらの取組を通じて、関係機関と連携しながら、地域における環境負荷低減事業活動の普及・拡大に努め、面的な広がりを持った取組に発展させ、有機農業の産地化を目指す。</u></p>	
--	---	--